令和4年9月定例会報告

令和 4 年 9 月 2 日から 9 月 2 7 日の 2 6 日間、宇部市議会定例会が開催されました。

今議会は、令和3年度の決算審査がありました。概略は以下のとおりです。

- ・ 令和元年度から中心市街地を走行していたグリーン・モビリティーについて は試験走行時には1便当たり4.9人の利用があったが、令和3年度につい ては0.5人と利用者減となり、令和4年度から運行を廃止した。今後の車 の利用については、現在検討中とのことであった。
- ・電算システムについては、令和4年度に介護保険料のミスがあったが、令和 3年度にはミスはなかった。令和4年度については、介護保険の処理期間に 年金のマスター処理を行った結果ミスを生じた。今後はそういうことがない ように運用していくとのことであった。
- ・ 学童保育については、令和3年度から宇部市社会福祉協議会が1か所受託を 止め、令和4年度からは2か所受託を止める。理由は、現在の委託料では管 理運営が困難であり、宇部市で直営管理すべきであるという意見があった。
- ・ 平成 28 年4月から営業開始した水産物直売施設である「うべ新鮮市場(元 気一番)」については人件費の一部を補助していたが、コロナの影響もあり、 現在、臨時休業している。新たな事業者を募集しているところである。
- ・ 有害鳥獣捕獲支援員については、現在、会計年度職員として1名雇用している。しかし、休みでも臨時に出動していると聞き、人員が不足しているのではないか。増員をすべきであるという意見があった。

今回の議案の中で、途中上程された「宇部市長等の給与に関する条例中一部改正の件」については反対しましたが、賛成多数で成立しました。この条例の内容は、介護保険料特別徴収(年金から天引き)処理の誤りとそれに付随して発生した後期高齢者医療保険料の特別徴収処理の誤りに伴い、市長については2か月分の給料の減額、副市長については1か月分の給料の減額をし、桃山中学校の地

下埋設のケーブルの切断事故に伴い、教育長の1か月分の給料の減額を行うものです。いずれの事案も事務上のミスであり、事後処理に最善を尽くした市長、副市長及び教育長の給料の減額については、給料の減額で責任が果たせるものでもない(今後、前例としていい影響をもたらさないとの考え)し、再発防止という観点から職員とともに自発的にシステム改善を図ることが責任の取り方であると考えたことから反対をしました。特に介護保険料の徴収事務については、一般質問及び議案質疑で国と市の持っているデータの一元化を図れば再発防止ができるという提案をしました。その実現を期待するものですが、この議案について反対討論を行いましたが、賛成多数で可決されました。

今議会において下記のとおり一般質問をしました。

記

質問の1 個人住民税(いわゆる市県民税)の情報処理について

平成 28 年に官民データ活用推進基本法が成立し、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し基本理念を定め、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進すると定められています。第11条第1項では国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする、と規定されています。

そのような中、国及び地方公共団体のデータ交換についてどのようになって いるのか疑問を持ったところです。

地方公共団体の事務処理において、市民の所得情報の把握が重要な事務になっています。そこで、個人住民税の情報処理についてどのように処理をされているのかお伺いします。

- (1)現状の事務処理手続き
- (2) 国からの情報提供

(3) 必要経費

についてお伺いします。

質問の2 第2期山口県央連携都市圏域ビジョンにおけるスマート圏域づくりについて、今後、宇部市が主管市として進めていかれると聞いていますが、どのような分野について検討していかれるかお伺いします。

(回答要旨)

質問の1 個人住民税(いわゆる市県民税)の情報処理について

- (1) 現状の事務処理手続き
- (2) 国からの情報提供
- (3) 必要経費

これらは、関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

個人住民税の賦課業務については、市民や事業所などから提出される課税資料に基づき、事務処理を行っています。

具体的な課税資料としては、事業所から提出される給与支払報告書、公的年金の支払機関から提出される公的年金等支払報告書、各個人から提出される市民税の申告書、国との情報連携により年間を通じて提供される所得税の確定申告書などがあります。

また、資料の提出方法としては、インターネット上の地方税ポータルシステム、いわゆる e L T A X (エルタックス)による電子申告と、給与支払報告書や市民税の申告書などの用紙に記載し、窓口に提出、又は、郵送していただく方法があります。

電子申告分は、そのデータを、また、紙資料分は、委託業者において電子化されたデータをそれぞれ電算システムに取り込み、職員が内容を精査、確認した後、 税額を確定します。

その後は、委託業者において税額決定通知書及び納付書の印刷や封筒詰めを

行い、市において発送先等の確認を再度行った後、普通徴収分は各納付義務者に、 特別徴収分は事業所に発送します。

なお、これらの事務処理に係る必要経費としましては、令和3年度決算額で1 億473万7千円となっております。

質問の2 第2期山口県央連携都市圏域ビジョンにおけるスマート圏域づくりについて

人口減少・少子高齢化が進行する中、地域経済の持続と住民の安心な暮らしを 実現するためには、一定規模の都市機能や生活機能を包括する広域的な圏域に おいて、各市町が相互に連携や補完を図っていく必要があります。

このため、平成28年に山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、津和野町の7市町で構成する「山口県央連携都市圏域推進協議会」が設置され、平成29年3月に策定された、「山口県央連携都市圏域ビジョン」に基づき、中小企業の事業継承支援や「山口ゆめ回廊博覧会」の開催、移住定住の促進や農村の魅力創出など圏域全体としての更なる活力につなげる取組を進めてきました。

また、令和4年度からスタートした「第2期ビジョン」においては、新たな重点プロジェクトとして、急速に進むデジタル化など、新たな時代の流れを圏域の発展につなげることを目的とした「スマート圏域づくり」と、圏域内の大学等や産業界、行政が連携体制を構築し、新事業・新サービス等の創出や地域課題の解決を図る「産学官共創のイノベーション圏域づくり」の二つが加わり、本市が主管市として、進捗の管理や取りまとめを行っていくこととしています。

お尋ねの「スマート圏域づくり」プロジェクトで取り組む分野としては、まず、住民や事業者の負担軽減を図る行政事務のデジタル化、次に、子育て、健康、防災、交通など市民生活に関連の深い様々な分野におけるデジタル化、さらに、新たな価値の創出や地域課題の解決にむけたDXの推進としており、今後、新たにプロジェクトチームを立ち上げ、情報共有や共同研究を進めていくこととして

います。

(再質問要旨)

今回の質問は、コロナ禍において本当に困っている人に支援をしたくても現在の日本のシステムでは、困難であったことなど、決して日本のIT技術が他の 先進国に比べ劣っているのではなく、デジタル社会にふさわしい事務処理構造 になっていないのではないかと、個人的に疑問を持っております。

特に、国と地方公共団体での情報一元化がなかなか進んでおらず、今回その根幹をなす市税情報と国の所得税情報の一元化が図られるよう市としても研究をし、国への要望を開始するべきではないかと思い、質問をした次第です。

少し具体的にお聞きしますが、答弁の中で、市民や事業所などから提出される 課税資料に基づき、事務処理を行っており、具体的な課税資料は、事業所から提 出される給与支払報告書、公的機関からの公的年金等支払報告遺書、個人からの 市税の申告書、国からの所得税の確定申告書などがあり、それらの情報を電算シ ステムに取り込んで精査確認の後、税額を確定しているということでした。関係 機関から、必要な情報を得て作っているということが分かりましたが、給与支払 報告書を例にしますと、具体的に事業所はどのように国または市町村へ報告書 を提出されているかお聞きします。

(回答要旨)

税務署には、給与支払額が500万円以上のものについて源泉徴収票(※)を、各従業員の1月1日時点の住所地の市町村に30万円を超えるほぼすべての従業員の給与支払報告書を提出しています。

(※について、質問の後、疑問が残ったので調べたところ、給与支払者に対しては、毎月、源泉徴収によって所得税を税務署に書類とともに振り込んでおり、年末調整をしたものについては、法人の役員や弁護士など所得税法第204条第1項第2号に規定する以外の方について、給与所得額が500万円以上のものについて源泉徴収票を提出する必要があります。

年末調整をしなかったものについては「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出したか、しなかったかにより提出範囲が変わり、申告書を提出した方で、条件により、250万円を超えるもの、50万円を超えるものについては、源泉徴収票を提出する必要があります。)

(再質問要旨)

国及び従業員が住んでいる市町村に各事業所から給与支払報告書などが提出 されるデータは、国及び各市町村でそれぞれデータベースを作成しているとい う理解でよろしいですか。

(回答要旨)

国及び各市町村それぞれでベースとなる税情報は作成しています。

(再質問要旨)

所得税と市県民税の計算上の相違点や計算上のデータ項目の違いがあるのか どうかについてお伺いします。

(回答要旨)

所得税と住民税で、所得控除の項目はほぼ同じですが、控除額や上限額が異なる。住宅取得控除など時限的な特例措置により、所得税と住民税の取り扱いが違う場合などがあります。

(再質問要旨)

市税情報を使った業務にどのようなものがありますか。

(回答要旨)

主なものとして、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、市営住宅の家賃等は、所得税または税額により決定される。また、新型コロナウイルス感染に伴う各種補助制度などがあります。

(要望)

多くの業務が市県民税の情報で処理されており、国と地方公共団体で業務分担 しながら実施をしています。先日の宇部市において介護保険料特別徴収処理の 誤りが発生しましたが、データを共有すれば、全国で一括処理ができるようにな り、事務の効率化や正確性が担保できるようになります。是非、国に投げかけて いただきたいと思います。

(再質問要旨)

一つの市だけで、今までの国のシステムを変えていただくように要望していくことには限界もあると思います。質問の第2でスマート圏域づくりのために7つの市町が共同して研究をしていこうということなので、ぜひ、検討項目に市税情報と国の所得税情報の一元化またはすべての自治体での効率的なデータ作成ができるよう共同研究に加えることができないかお伺いします。

(回答要旨)

まずは、宇部市の内部でご提案いただいた内容について検討を進めていきそのうえで、事務方レベルで構成する県央 7 市町の幹事会で諮っていければと考えています。

(要望)

5年前に官民データ活用推進基本法ができ、これまで国と市町村が一緒になって様々な処理をしているが、それぞれデータを別々に運用している。マイナンバーも付与されており、住民記録と税の情報について国と市が一括管理できればほとんどの処理が電算システムに統合できる。協力して国に投げかけることで実現できると考えている。少子高齢化やコロナ禍で、今後、財政状況がますます逼迫することが考えられますが、知恵を絞り、多くの主体との共創により難局を乗り越えていかれるよう念願しております。

以上が、令和4年9月の定例会の報告です。

今議会で、令和3年度の決算審査などがありましたが、国の補助金に頼らず、 新しく実施する事業については、その事業が継続的に実施していけるものかど うか、十分検討・熟慮ののちに行わなければならないと改めて認識をしました。